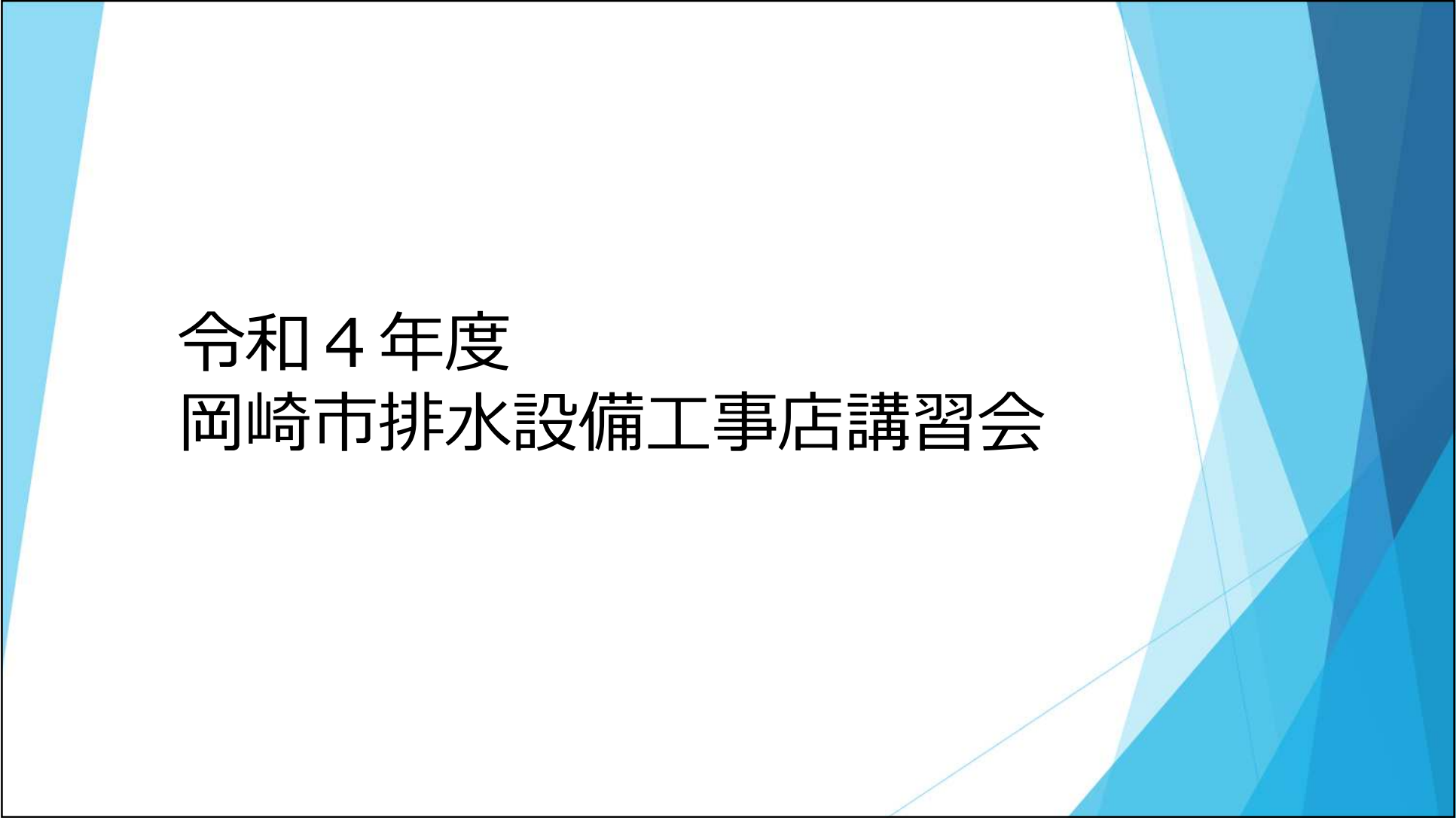


The background of the slide features a complex geometric pattern of overlapping triangles in various shades of blue, ranging from light sky blue to deep navy blue. The pattern is concentrated on the left and right sides, framing the central text area.

令和4年度 岡崎市排水設備工事店講習会

排水設備工事店講習会次第

- ▶ 主催者挨拶
- ▶ 排水設備指定工事店の手続きに関するについて
- ▶ 下水道承認工事・排水設備工事に関する注意事項について
排水係より
- ▶ 下水道工事施行承認申請等に関する注意事項及び連絡事項について
管渠維持係より
- ▶ 公共下水道、農業集落排水の使用に関する届出の注意事項
- ▶ 衛生設備資金貸付金制度について
上下水料金係より

1

排水設備指定工事店の手続きに関するについて
承認工事・排水設備工事に関する注意事項について
排水係

目次

1. 工事店制度について

必要届出と罰則

罰則

責任技術者登録事務の変更

2. 申請事務について

(承認工事・宅内排水設備工事)

下水道工事に関する申請方法

承認工事申請方法

承認工事審査基準

排水設備等工事申請方法

排水設備等工事審査基準

道路占用申請の留意点

合流区域でのエア―逆流対策

公共樹仕様書変更

3. 完了事務について

(承認工事・宅内排水設備工事)

承認工事申請・排水設備工事等承認工事
検査

完了時の取付管カメラ検査

排水設備工事検査

4. おしらせ

1.工事店制度について

1. 工事店制度について

必要届出と罰則

▶ 排水設備工事店指定事項の変更届出

工事店の指定事項に変更があった場合に届出。

- ・ 名称・所在地・代表者・役員・責任技術者等
- ・ 事業の廃止・休止・再開

30日以内に提出されない場合違反点 ↓

▶ 工事検査届出（完了時）

⇒排水設備工事完了後速やかに提出。

外構工事などを待たず、排水設備工事が完了した段階で提出

原則 5 日以内に提出、30日以内に提出されない場合違反点 ↓

▶ 無申請工事・未承認工事の禁止

⇒ 1 回につき無申請50点、未承認30点の違反点 ↓

▶ 代行行為は禁止（排水設備工事店取扱要綱別表）



1.工事店制度について

罰則

いま一度

排水設備工事店規程

排水設備工事店取扱要綱と別表をご確認ください。

別表第3号

指定の取消し等処分基準

処分内容	処分に係る点数
当該工事店代表者へ文書による注意	10 点以上 50 点未満
1 箇月の指定の効力停止	50 点以上 60 点未満
2 箇月の指定の効力停止	60 点以上 75 点未満
3 箇月の指定の効力停止	75 点以上 90 点未満
6 箇月の指定の効力停止	90 点以上 101 点未満
指定取消し	101 点以上
	過去 1 年以内に指定の効力停止が 2 回以上

半期に 1 度、違反点数を集計

- ・ 文書による注意
- ・ 一定期間の指定の効力停止
- ・ 指定の取消し

適正な事務手続きの徹底を
お願いいたします。



1.工事店制度について

責任技術者登録事務の変更

(令和2年度施行)

従前

各市町村で登録・カード発行

工事店専任の責任技術者名
を責任技術者名簿で届出
住所・氏名の変更を
愛知県下水道協会へ

現在

(新) **愛知県下水道協会**で一括登録・カード発行

工事店専任の責任技術者名を**責任技術者名簿**
で届出
住所・氏名の変更を**愛知県下水道協会**へ

専任の技術者は必ず更新を行うか有効期限が切れたら
排水設備工事店指定事項変更手続きをお願いします。

(新) みなし責任技術者証でも受付OK
(他市発行の責任技術者証)
カードの住所・氏名の変更は**当該市町村**へ

※令和元年以前に岡崎市が発行した責任技術者証は、
そのカードの有効期限までは有効です。



2.申請事務について

(承認工事・宅内排水設備工事)

2.申請事務について

下水道工事に関する申請方法

▶ 申請区分

開発行為なし

宅内排水設備工事

…サービス課

宅内排水設備工事+下水取付管新設

…サービス課

下水取付管のみの工事

…下水施設課

開発行為あり（都計法32条協議有）

宅内排水設備工事

…サービス課

下水取付管新設

…下水施設課

例外

市街化調整区域の一軒家の新築の排水設備工事と同調

市街化区域のアパート等、一軒家の新築の排水設備工事と同調

サービス課

※宅地内や共有地等の先行配管のみの工事

…サービス課



2.申請事務について

承認工事申請方法

①下水道工事施行承認申請書様式

「下水道工事施行承認申請書」

令和4年 ○月 ○日

（宛先）岡崎市水道事業及び下水道事業管理者

（申請者）住 所 岡崎市十王町○丁目△番地

氏 名 下木 太郎 印

電話 (0564) 23 - 〇〇〇〇

次のとおり、下水道工事の設計及び実施計画を承認して下さい。

工 事 の 場 所	岡崎市 ☐ ○町 字△△ ☐ 番地先
工 事 の 種 別	下水道本管布設工事、下水道取付管・公共排水施設工事 等
工 事 の 概 要	別添のとおり
工 事 の 実 施 方 法	別添のとおり
工 事 の 時 期	許可の日 から 令和 ○年 ○月 ○日まで
工事を必要とする理由	家庭用排水管確保のため 等
添 付 書 類	仕様書、位置図、公図の写し、計画平面図、計画横断面図、構造図、現況写真

令和 年 月 日
岡崎市指令 下施第 号

岡崎市水道事業及び下水道事業管理者

完了検査終了後、上記物件（下水道施設）は岡崎市に帰属するものとする。
申請については、別添の条件を付けて承認する。

10



2.申請事務について

承認工事申請方法

②提出書類及び部数

下水道工事施行承認申請書の提出部数

⇒ 2部

道路占用申請用の書類

⇒ 2部 (県道占用の場合は3部)

道路使用許可申請の書類

⇒ 1部 (県道占用の場合は2部)



2.申請事務について

承認工事申請方法

③添付書類

下水道工事施行承認申請関係添付図書一覧

令和3年4月1日

図書の名称	内容	承認工事	道路占用	既設管の取替	水路占用
1 申請書		●			
2 仕様書	承認工事、道路占用はそれぞれの物を添付	●	●	●	●
3 承諾書	通行止め・車両通行止めの場合		●	●	
4 位置図	都市計画図または住宅地図	●	●	●	●
5 工事施工箇所を赤で記載	工事施工箇所を赤で記載	●		●	●
6 排水計画平面図	図面作成例に基づき作成	●	●	●	●
7 計画横断面図	路面及び路盤の詳細、道路横溝、埋設管及び形状、道路幅員及び横断勾配	●	●	●	●
8 排水計画縦断面図	図面作成例に基づき作成	●			
9 構造図	排水施設(下水道管渠・マンホール・取付管・公共溝等)の構造詳細図	●	●	●	●
10 道路復旧図	復旧平面図(覆削及び舗装復旧範囲を表示、寸法、影響幅を記載)		●	●	
11 排水計画縦断面図	道路幅、規制幅を記載		●	●	
12 標識図			●	●	
13 現況写真	既設・新設の本管、新設取付管、公共溝の位置を記載。管種・口径を記載。	●	●	●	●

既設下水道管渠、取付管・公共溝については現地調査の上で図面作成すること。
横断面図、縦断面図には下水道管渠と他の埋設物との離隔を表示すること。
道路占用の図面には、占用部分の延長が分かるよう管路延長を記載すること。
計画平面図・縦断面図は1枚の図面にまとめても可
計画平面図・道路復旧図、保安設備配置計画図は1枚の図面にまとめても可
写真に施工延長を記載する場合、道路占用延長が分かるように記載すること。

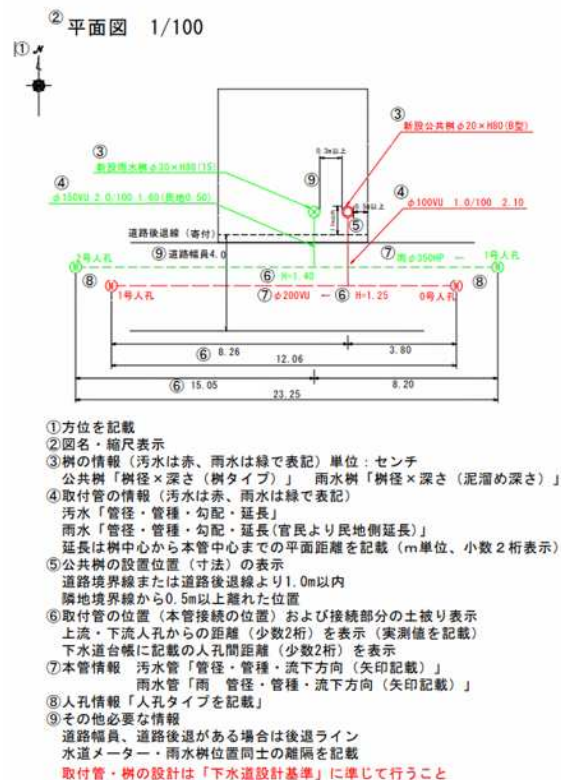
提出部数は、承認工事申請2部、各種占用申請2部です。
道路上での工事につきましては、別途道路使用の提出が必要です。
(※土木管理課のホームページを確認してください)
国県道占用申請については、別途作成が必要です。

申請書提出から許可までには、約1ヵ月の期間を要します。
(担当 下水道課管理課 電話0564-23-6295・6297)



2.申請事務について

承認工事申請審査基準



下水道設計基準について

上記の申請を行う際の設計については、岡崎市下水道設計基準を遵守する。

- 下水道設計基準(令和3年4月1日改訂)(PDF形式 254キロバイト)
- 下水道工事特記仕様書(令和3年4月1日改訂)(PDF形式 1キロバイト)
- 公共樹及び取付管設置基準(令和3年4月1日改訂)(PDF形式 1キロバイト)
- 下水道標準構造図(令和3年度4月1日改訂)(PDF形式 1キロバイト)
- 開発行為図面作成例(PDF形式 98キロバイト)
- 開発行為図面記載例(別紙)(PDF形式 67キロバイト)
- 承認工事(取付管)図面作成例(PDF形式 55キロバイト)



2.申請事務について

承認工事申請審査基準

下水道工事施行承認申請のよくある指摘事項

- ▶ 申請書の工事期間について、“許可日から〇〇か月”と記載されており、具体的な工期が記載されていない
- ▶ 工事仕様書について、道路占用に添付する工事仕様書を添付している
- ▶ 平面図や縦断図について、ホームページに掲載している、記載例を参照せず、記載事項を満たしていない
- ▶ 平面図や横断図について、ほかの埋設物の記載やその離隔が記載されていない

14

2.申請事務について

排水設備工事等承認申請方法

- ▶ 申請様式・各標準図・検査届等は、最新版をHPからダウンロードしてください。

令和3年4月～ 押印廃止（開始届出では例外有）

令和5年4月～ 給水台帳・排水設備台帳の厚紙配布終了

各自で印刷に変更 → 厚紙以外に印刷する場合は
片面印刷してください。

図面は別紙にA3でもOK



15

2.申請事務について

排水設備工事等承認申請方法

▶ ほぼすべての様式に記載例を掲載

“排水設備等工事計画承認申請書”記載例には、
各項目ごとの説明も記載しています。

- ▶ 工期変更がある場合は必ず、
当初設定工期内に延期申請をしてください。
(排水設備等工事変更承認申請書)
余裕を持った工期設定をお願いします。

【排水設備等工事計画承認申請書記載例】	
①設置場所	工事場所の所在地を記載（全ての番地を記載してください） 開発区域や区画整理地内等住所が未定の場合、区画番号も記載
②工事種別	新設：供用開始に伴う下水への切替の場合 開発等で排水設備の設置されていない土地に新たに設置する場合 増設：既存の排水設備を変更せずに、増設する場合 改築：既存の排水設備の一部または全部撤去し、改築する場合 既存の排水設備があった土地に新築を建て新たに設置する場合 撤去：排水設備を撤去する場合
③浄化槽処理	下水への切替の場合は必ず有に丸をつけてください 浄化槽の撤去方法についてチェックを入れること。 その他：浄化槽を半分残す場合「上部のみ撤去」等 くみとりの場合「くみ取り」と記載
④除害施設有無	飲食店等で油水分離槽等を設置する場合「有」にチェック 除害施設がある場合、別途「除害施設設置等承認申請」も提出
⑤工事期間	工事予定期間を記載
⑥工事施工者	特定工事店名、責任技術者名を記載（登録者であること） 前正時の連絡用に連絡先を記載してください。
⑦取付等工事	取付管・公共樹設置：新規で取付管工事を行う場合 公共樹設置：公共樹の設置、取替を行う場合 取付管撤去：取付管の撤去を行う場合
⑧同調工事	新：下水への切替工事のみの場合 雨水取付管工事：雨水取付管等で道路掘削を伴う工事を行う場合 水道工事：新築等で給水工事を同時に行う場合 新規の取り出しがある場合は、新設：有に○
⑨建物種別	事業所の場合は営業形態（飲食店、工場等）を記載 その他：倉庫、仮設の場合（仮設トイレ、仮設事務所）
⑩建物工事種別	同工事内容にチェック
⑪土地面積	設置場所の登記面積を記載
⑫使用水の種類	使用している（する予定）の種類にチェック
⑬土地、建物、排水設備の所有者の承諾	申請者と所有者が異なる場合に記載 排水設備が別の土地に入る場合についても
⑭立会希望	該当箇所にチェック その他：日にち・時間指定等がある場合に記 立会日程については、工事施工者と申請者 は申請者との調整は行いません。
⑮添付書類	添付書類を記載 ※通：位置図、平面図、工事箇所写真 道路工事がある場合：道路占用許可申請書 除害施設の設置がある場合：除害施設設置等



2.申請事務について

排水設備工事等承認申請方法

▶ 申請書を提出する時の注意点

申請書類様式が最新か

申請内容に誤りがないか（申請者名・設置場所等）

完成後の検査がある旨を、施主にお伝えください

（立会い希望の確認）

添付書類の確認

（申請書鑑に記載された添付書類の順に並べて提出をお願いします。）

▶ 審査期間

宅内排水設備工事のみの場合

・・・ 2 週間

道路占用を伴う場合

・・・ 3 ～ 4 週間

▶ 承認通知書の写しの受領

排水係窓口で通知書の写しを受け取ってから工事着手してください。

記載例 排水設備等工事計画承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）岡崎市水道事業及び下水道事業管理者

（申請者）住所 岡崎市上庄町二丁目9番地

氏名 下木 太郎

電話 0564-23-〇〇〇〇

次のとおり排水設備等の工事を承認してください。

設置場所	岡崎市 上庄町二丁目9番
工事種別	☒ 新設 ☐ 増設 ☐ 改築 ☐ 撤去 ☒ 浄化槽施設 ☐ 全部撤去 ☐ 雨水利用 ☒ その他（半分埋設し）
排水施設の有無	☐ 有（新設・既設） ☒ 無 ☐ 撤去
工事期間	承認の日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事施工者	指定工事店 岡崎設備（電話）0564-23-〇〇〇〇 責任技術者 十王 次郎
取付管等工事	☒ 有 ☐ 無 ☐ 取付管・公共排水設備 ☒ 公共排水設備 ☐ 取付管・公共排水設備
雨水工事	☒ 有 ☐ 無 ☐ 雨水取付管工事 ☒ 雨水工事（新設・有）
建物種類	☒ 戸建住宅 ☐ 集合住宅 ☐ 事業所 ☐ その他
建物工事種別	☒ 既存建物 ☐ 新築 ☐ 改築 ☐ 撤去
土地面積	123.45㎡
使用水の種類	☒ 水道 ☐ 井戸 ☐ 工業用水 ☐ その他
土地、建物、排水設備の所有者の承諾	☒ 土地、建物、排水設備が申請者と同一 ☐ 土地 ☐ 建物 住所 岡崎市〇〇町〇〇番地 ☐ 排水設備 所有者 氏名 岡崎 三郎 ☐ 土地 ☐ 建物 住所 所有者 氏名 ☐ 排水設備 所有者 氏名
完了検査の期、方法を希望する	☒ 希望する ☐ 希望しない ☐ その他（例：立会希望：平日の午前中のみ）
添付書類	位置図、平面図、工事箇所写真 ※ 次の番号に添付する場合に、当該番号に添付する書類を添付するものとし、その書類の名称を「添付書類」欄に記入すること。 (1) 排水設備の施工を行う場合 位置図及び平面図 (2) 除害施設の施工を行う場合 除害施設設置等承認申請書 (3) 工事箇所写真（公共排水の有無及び申請地の位置関係が確認できる写真を添付してください） (4) その他必要と認める書類



2.申請事務について

排水設備工事の審査基準

下水道条例や
下水道条例施行規程

岡崎市排水設備指針

岡崎市下水道部

下水道設計基準計・各種標準構造図

下水道設計基準について

上記の申請を行う際の設計については、岡崎市下水道設計基準を遵守してください。

- ・  下水道設計基準(令和3年4月1日改訂)(PDF形式 254キロバイト)
- ・  下水道工事特記仕様書(令和3年4月1日改訂)(PDF形式 109キロバイト)
- ・  公共樹及び取付管設置基準(令和3年4月1日改訂)(PDF形式 133キロバイト)
- ・  下水道標準構造図(令和3年度4月1日改訂)(PDF形式 1,403キロバイト)
- ・  開発行為図面作成例(PDF形式 98キロバイト)
- ・  開発行為図面記載例(別紙)(PDF形式 67キロバイト)
- ・  承認工事(取付管)図面作成例(PDF形式 55キロバイト)



2.申請事務について

排水設備工事の審査基準

▶ 枳番号の記載

新設枳のみに上流から順番に番号を付けてください。

汚水系統・雨水系統は分けて番号付けしてください。

▶ ドレン排水は雨水系統・汚水系統どちらでも可

汚水系統の場合は、器具腐食を防ぐためトラップが必要です。

※受水槽の排水は、汚水系統に接続してください。



2.申請事務について

排水設備工事の審査基準

▶ 屋外の手洗い場

汚水系統にある外の手洗い場は、雨水が混入しますので屋根を設けるなどの対応をお願いしています。配管図に「屋根有」等と記載してください。

雨水系統にある外の手洗い場は、手洗い程度の水しか流せません。配管図に「屋根無し、洗剤使用無し」等ご記載ください。

- ▶ 公共枵が現地調査で見当たらない、不明点がある等は、現場の現況写真を持参のうえ、下水施設課またはサービス課までご相談ください。

⇒現況を見た上で、調査方法等を検討します。



2.申請事務について

排水設備工事の審査基準

公共柵写真（工事箇所）例



21



2.申請事務について

排水設備工事の審査基準

▶ 除害施設設置申請について

下水道条例に規定する水質基準があります。

この基準を上回る可能性がある事業を営む事業所の排水設備には、
除害施設の設置が必要です。

油水分離槽（グリーストラップ・オイルトラップ※既設含む）
の設置申請には、
SHASE式に基づいた容量算定書を添付していただいています。

▶ 除害施設は、定期的な清掃・メンテナンスが必要です。 右チラシを検査時にお渡ししていますので、 使用者様へご案内ください。



22

2.申請事務について

道路占用申請の留意点

- ▶ 令和5年度変更点（令和5年4月1日適用）
 - ・ 占用許可申請表紙作成の廃止
 - ・ 占用添付書類チェックリストの提出
 上下水道局ホームページにてダウンロードできます
- ▶ 提出先について
 - ・ 水道工事のみの場合 → 給水係（占用書類1式提出）
 - ・ 下水取付管のみ、

または給水管取出しと下水取付管を時施工の場合 → 排水係
 （排水設備申請と一緒に提出）

- ▶ 提出部数 **正副1部（計2部）**

提出書類一覧を参照に順番に揃えること

- ▶ 道路使用許可は、土木管理課からの連絡後に協議書（土木管理課作成）とともに警察へ直接提出してください。
- ▶ 県道および国道の占用申請に必要な書類は各管理者のチェックリストに準じてください。
- ▶ 県道および国道の占用は下水と水道は別々の提出となります。

占用許可申請添付書類提出チェックリスト

ご記入をお願いします。

図書の名称	チェック項目	チェック欄	職員確認
1 仕様書	〔上下水道局〕指定の様式を使用か		✓
2 承諾書	通行止め・車両通行止めの場合添付		✓
3 位置図	占用箇所が図示（着色）されているか		
4 位置図（道路側面図）	占用箇所が図示（着色）されているか		・
5 計画平面図	方位、路線番号は記載されているか		・
6 計画断面図	道路横断断面、地下埋設物等は記載されているか 管種、口径、占用延長は記載されているか 関係下の地下埋設物等は記載されているか 他の地下埋設物等との関係は記載されているか		・
7 構造図	占用物件及び道路復旧の構造図添付		
8 道路復旧図	原状平面図（縦断及び横断断面） 断面図を表示、寸法、影響等を記載		
9 仮設設備設置計画図	道路幅、縦断断面を記載 通行止め・車両通行止めの場合、迂回図は添付されているか		
10 標識図	計画する保安設備に着色等されているか		
11 現況写真	既設管および占用物件は記載されているか		

記載内容、添付書類を確認し、チェックすること
 対象外の書類は斜線を引くこと

位置図と迂回図は1枚の図面にまとめて可です。
 計画平面図・道路復旧図・保安設備設置図は1枚の図面にまとめて可です。

提出部数は、正副1部ずつ（計2部）です。



2.申請事務について

道路占用申請の留意点

- ▶ 舗装復旧は、他ライフラインとの調整を必ず図ってください。
- ▶ 工事時には安全確保の徹底をお願いします。
 - ・ 法律、指針等の厳守
 - ・ 正しい土留め施工（掘削深1.5m～）
 - ・ 仮復旧箇所のパトロール
- ▶ 周辺住民、御施主さまへ工事内容の周知・連絡の徹底をお願いします。
- ▶ 工事日当日、工事着手前及び完了時の連絡をしてください。
- ▶ 県道占用の図面は、平面図・保安設備図は別紙で作成してください。
- ▶ 県道の道路使用の収入印紙は、貼らずに提出をお願いします。

労働安全衛生法、同規則、同施行令の遵守、
建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)
や土木工事安全施工技術指針の遵守

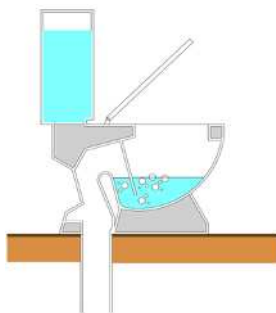


2.申請事務について

合流区域でのエアー逆流対策

- ▶ 合流区域でのエアー逆流が多発しています。

例：雨の日にトイレからぼこぼこ音がする。
(トイレの水が逆流する)



↑ (注) これは圧力開放蓋ではありません。

逆止弁付き公共柵の採用

⇒下水施設課から後ほど、公共柵及び取付管構造図の変更について案内があります。



25

3.完了事務について

(承認工事・宅内排水設備工事)

3.完了事務について

承認工事申請・排水設備工事等承認工事 検査

▶ 工事写真の提出について

・提出先及び提出時期について

承認工事種類	提出先	提出時期
下水道本管工事	下水施設課 管渠維持係	舗装復旧前(工事竣工台帳と一緒に提出) ※舗装復旧写真は、完成届と一緒に提出
取付管・公共樹工事	下水施設課 管渠維持係	舗装復旧前(工事竣工台帳と一緒に提出) ※舗装復旧写真は完成届と一緒に提出
取付管・公共樹工事 (宅内工事同時申請)	サービス課 排水係	施工後、速やかに提出(舗装復旧前) ※舗装復旧写真は施工後に速やかに提出
公共樹取替工事	下水施設課 管渠維持係	施工完了後、工事竣工台帳と一緒に提出
公共樹取替工事 (宅内工事同時申請)	サービス課 排水係	施工完了後、検査届と一緒に提出

工事内容で提出タイミングが違いますので
ご注意ください。

各項目ごとに鮮明な写真
提出をお願いします。

【撮影項目及び留意点】

【公共樹施工部分】

番号	撮影項目(黒板記載事項)	留意点
1	着手前	全体が分かるよう撮影。
2	完了	全体が分かるように、着手前と同じアングルで撮影。
3	公共樹設置工	樹の深さが分かるよう計測尺をあてて撮影。
4	公共樹設置工	黒板に樹深さを記載。
		樹と取付管の接続部を撮影。

【取付管施工部分】

番号	撮影項目(黒板記載事項)	留意点
1	着手前	全体が分かるよう撮影。
2	完了	全体が分かるように、着手前と同じアングルで撮影。
3	舗装切断	切断時の漏水を回収している事が確認できるよう撮影。
4	本管深さ確認	下水本管が明確に分かるよう、深さが確認できるよう道路面からの下がり計測尺をあてて撮影。
5	本管耐圧状況	黒板に下水本管の深さを記載。
6	耐圧完了	本管が写真で確認できるよう撮影。
7	取付管取付工	耐圧箇所を明確にした上で撮影。
8	掘削完了(床付け)全景	90度支管を使用、本管との間に隙間ができないよう番線固定やモデルを設置した上で撮影。
9	砂基礎(下側)完了	掘削幅及び道路面からの下がり分かるように計測尺をあてて撮影。
10	取付管布設完了	黒板に道路面からの下がり値を記載。
11	取付管布設完了(曲管部)	取付管布設状況と土盛りが確認できるよう、道路面から計測尺をあてて撮影。
12	サヤ管打込み	黒板に道路面からの下がり値を記載。
13	保護砂埋戻完了	曲管の施工状況が確認できるよう撮影。
14	埋戻し転圧完了(1層目)	黒板に使用部材を記載。
15	埋戻し転圧完了(2層目)	側溝下等のサヤ管打込み状況を撮影。
16	埋戻し転圧完了(3層目)	管上10cmまで砂埋戻しをし、道路面から計測尺をあてて撮影。
17	埋戻し転圧完了(4層目)	黒板に道路面からの下がり値を記載。
18	埋戻し転圧完了(5層目)	※1層=20cm以下 計測尺を当てて撮影。
19	埋戻し転圧完了(6層目)	黒板に道路面からの下がり値を記載。
20	埋戻し転圧完了(7層目)	道路面からの下がり分かるように計測尺をあてて撮影。
21	埋戻し転圧完了(8層目)	黒板に道路面からの下がり値を記載してください。
22	埋戻し転圧完了(9層目)	合材等の散らばりがないよう転圧は充分に行うこと。
23	埋戻し転圧完了(10層目)	現場を清掃の上で撮影。
24	工事完了写真	お問合せ番号、連絡先は必ず記載。写真で確認できるよう撮影。
25	保安設備写真	保安設備全体と交通誘導員を入れて写真。
26	取付管取付完了	舗装面を含めて充分に散布されている状況を撮影。
27	取付管取付完了	転圧状況が確認できるよう撮影。



3.完了事務について

承認工事申請・排水設備工事等承認工事 検査

▶ 検査チェックリスト

検査項目のチェックリストを作成しています。

工事検査について

下水道承認工事検査および排水設備工事における、検査チェックシートを作成いたし
検査職員は下記のチェックシートに基づき検査を行っております。

下水承認工事・・・



下水承認工事検査チェックリスト(R3.4作成)(PDF形式 65キロバイト)

排水設備工事・・・



排水設備検査チェックリスト(20220401)(PDF形式 102キロバイト)



3.完了事務について

完了時の取付管カメラ検査

- ▶ 下水取付管新設箇所のカメラ検査実施について
施工工事店の立会いの上行います。

- ▶ カメラ検査対象案件
 - ・ 下水道工事施行承認申請の箇所（下水施設課）
 - ・ 排水設備等工事申請に伴う承認申請のうち
開発行為あり（都計法32条協議有）の箇所（サービス課）
 - ・ 施工写真が不足、施工写真で不具合が発覚した箇所
 - ・ 分譲地で取付管新設工事が3件以上の箇所
 - ・ 区画整理地内で区画整理76条申請に該当する箇所

29

3.完了事務について

排水設備工事検査

- ▶ 排水設備等工事検査届提出について＜原則工事完了後 5 日以内＞
(下水道条例第11条)

下水のみ工事・・・排水係窓口で受付

給排水同調工事・・・給水完成書類一式とセットで給水係窓口で受付

- ▶ 参考資料 別紙 1 書類フロー図

- ▶ 検査チェックシートの導入
検査時の修正点や不具合内容を記載し、
修正依頼がある場合は、FAX等で送付。
⇒原則 2 週間以内に修正をお願いします。

やむをえず申請時に希望しなかったが
立会いをしたい、検査日程を早めに
したいなどは、検査届提出時に職員に
ご相談ください。
それ以降での調整は困難となります。



3.完了事務について

排水設備工事検査

(新) ▶ 排水設備台帳の様式変更について

令和5年4月1日適用

変更点

- ・ 社内検査欄の削除→押印（署名）が必要な箇所が無くなります。
- ・ 取付管新設工事に関する譲渡および維持管理依頼文の追加
※取付管新設工事の場合、記載必要となります。

- ▶ 排水設備台帳の印刷について
台帳のデータ（エクセル）をホームページよりダウンロードし
各自印刷をしてご利用ください。

[20230401排水設備台帳様式（案）.pdf](#)



31

3.完了事務について

排水設備工事検査

- ▶ 台帳への記載 排水設備台帳（水栓番号・メーター位置）
給水台帳（排水設備承認番号・公共枳位置）
- ▶ 枳蓋（汚水と雨水）の入替りがないように
- ▶ 検査届の修正について

図面・現場の相違+手直し ⇒ 3割以上

必ず現地確認・社内での内容確認後に検査届を提出してください。

Lトラップの向きが逆・不設置
枳番号の記載ミス
枳数の相違
取付管オフセット記載ミス

年間500件程度の修正

記載例の“排水設備台帳の書き方”もご確認をお願いします。

普通紙印刷は片面印刷
別紙にする場合は、設置場所、工事店名等の情報を記載してください。
A3でも可です。



32

4.おしらせ

4.お知らせ

お知らせ

- ▶ 給水・排水設備台帳の閲覧には^(新)申請書・土地所有者等の同意書等が必要となりました。
- ▶ 下水道台帳システムの再構築を予定しております。
- ▶ 給排水オンライン申請システム導入を予定しております。
⇒PCでの作業を導入していない工事店様は、ご承知おきください。
- ▶ 雨水貯留浸透施設設置補助金について（下水道事業計画区域内）
 - ・浄化槽の雨水転用費用
 - ・雨水タンクの購入費用
 - ・雨水浸透施設の設置費用

排水設備台帳閲覧



雨水貯留浸透施設設置補助金



下水道工事施行承認申請等に関する 注意事項及び連絡事項について

上下水道局下水施設課管渠維持係



次第

- 道路内施工時の注意点
- 下水取付管等の施工上の注意点
- 下水道工事施行承認申請の工事下検査の注意点
- 開発行為等による下水道本管布設を伴う検査の注意点
- 構造図（公共枿及び取付管）の変更について（R5.4～）
- 下水道台帳の閲覧及び印刷について
- 下水道台帳の再構築の案内（R5.8～）



道路内施工時の注意点



① 道路内に埋設されている他の埋設物の事前調査

⇒ 破損事故等がないように注意すること

⇒ 破損した場合は、早急に埋設物の管理者および下水施設課管渠維持係に連絡

(排水設備申請の工事はサービス課排水係を通じ下水施設課管渠維持係)

② 事前調査情報と埋設位置のズレまたは所管不明の埋設物の発見による埋設方法の変更

⇒ 埋設物の管理者および下水施設課管理係に連絡・協議

下水取付管等の施工上の注意点



① **下水本管接続に伴う人孔との離隔**

⇒ 1 m以上（管の芯々間ではなく、外々間）

② **下水本管接続に伴う取付管との離隔**

⇒ 取付管同士の穿孔間隔は、1.0m以上（中心間距離）

③ **下水取付管と水道、ガス等の他の取出管との離隔**

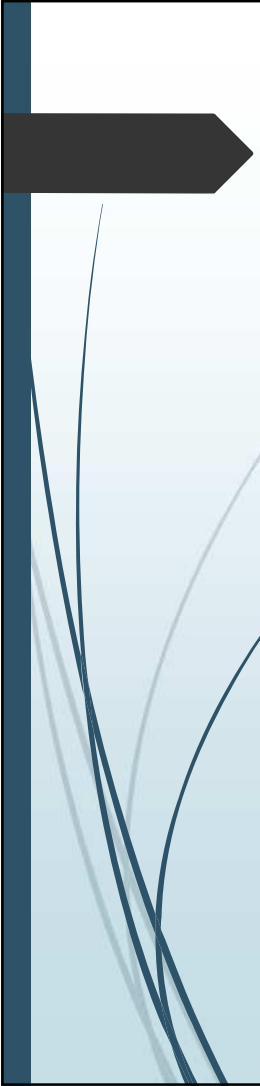
⇒ 50 c m以上（管の芯々間）

④ **曲管の使用**

⇒ 原則 2 個以内で、連続使用は避けること

60 °以下の曲管又は45°以下の自在曲管

※ ただし90°の大曲りエルボは使用可（要事前協議）



⑤ 支管

- ⇒ 90°支管 番線又はメカニカル継手を使用 自在支管は使用しない
本管の管頂から60°以内に接続
※管の削りかすを始め、異物が下水道に流入しないこと。

⑥ 既設側溝下に布設する場合

- ⇒ さや管（鋼管）を設置

⑦ 開発行為等で実施する割込人孔

- ⇒ 水道管、ガスパ等の既設埋設物との基準離隔が確保できない場合は、下水管は自然流下であるため原則、支障埋設物を切り回す

⑧ 既設取付管撤去に伴う支管閉塞

⇒ 取付管の残支管の口元にキャップをはめ、接着剤で確実に止水閉塞、雨水ボックスはボックス用90°支管を使用して、同様に閉塞

⑨ 市に引き継ぐにあたりテレビカメラ検査を行う。

⇒ φ65mmのカメラが公共柵から本管までスムーズに到達することが合格の条件

⇒ 自在曲管が逆折れしている（継手部に水溜りができる）場合は、手直しを指示する

下水道工事施行承認申請の下検査の注意 点



自在曲管の逆折れの事例

【取付カメラ検査での画像】

＜逆折れ＞



＜正しい施工例＞



自在部の上側が開いている

取付管破損の事例

- ・バックホウによる破損



- ・転圧時の石によるへこみ



取付管破損の事例

・自在曲管破損

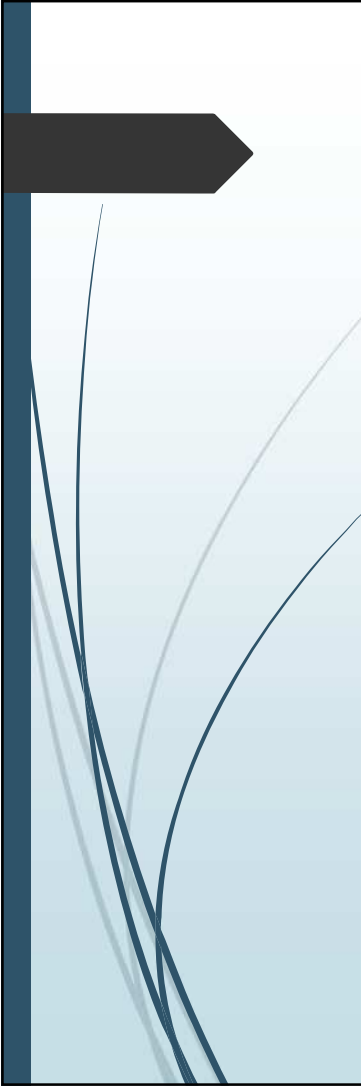


・扁平



取付管下検査の例



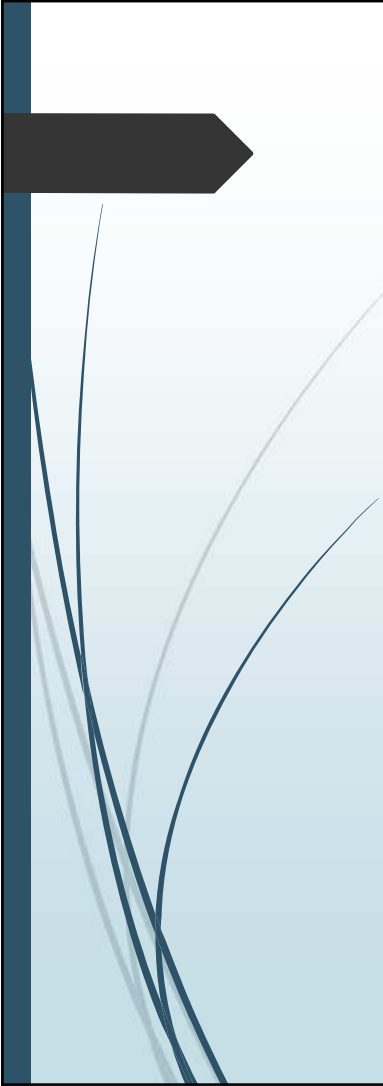


① 下検査実施依頼の必要書類等

⇒ 工事竣工台帳の鏡、位置図、本管、取付管平面図、縦断図、オフセット図、工事写真
(本舗装前に提出)

② 下検査日

⇒ 原則毎週木曜日午後に実施、必要書類は火曜日までに提出
※ 期日を過ぎた場合は次週の検査
※ 検査件数が多い場合は日程調整



③ 検査前・検査当日

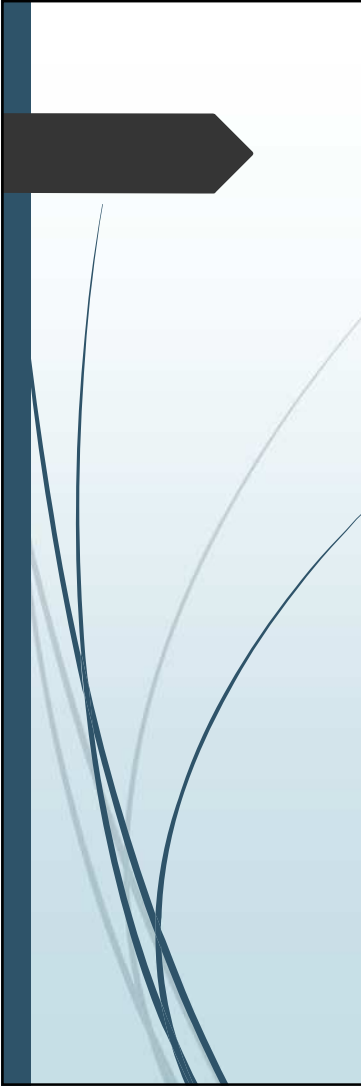
- ⇒ テレビカメラを使用するため、管内を洗浄し、汚れや土砂等がないように心がける
- ⇒ 現場の施工を把握している者が、測量道具（メジャー等）を持参して立ち会う

④ 下検査合格後

- ⇒ 本舗装を実施し、完成届と本舗装の施工写真を提出し、工事完了検査合格をもって、引渡しとなる

開発行為等による下水道本管布設工事に 伴う工事検査の注意点



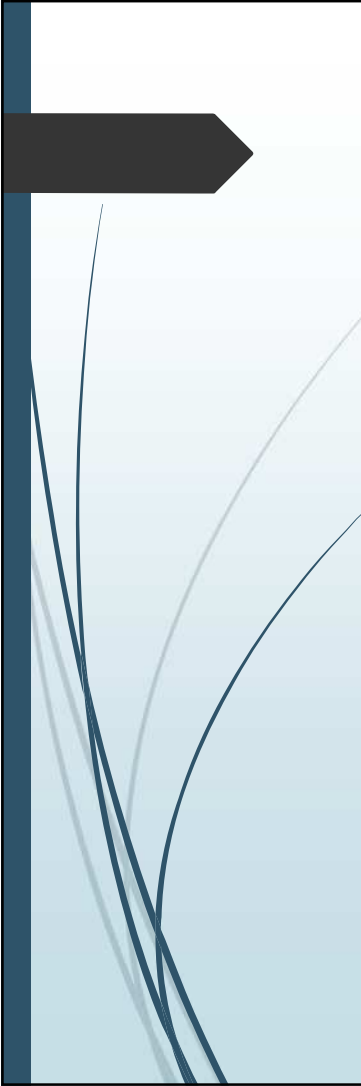


① 下水道本管工事を行った場合の検査

- ⇒ 本舗装前：管内検査
- ⇒ 本舗装後：出来形確認検査

② 管内検査

- ⇒ 本管及び人孔内の目視確認、点検ミラーによる本管確認
屈折施工した箇所のマーカースピンの確認
- ⇒ 取付用テレビカメラによる本管及び取付管の接合状況確認
- ⇒ 提出書類：工事竣工台帳の鏡、位置図、平面図、工事写真



③ 出来形確認検査

- ⇒ 管路延長、人孔深、オフセットの実測値の確認
- ⇒ 提出書類：出来形図（平面図、縦断図、曲管箇所図）、オフセット図、舗装写真

④ 検査日

- ⇒ 工事規模等を勘案し決定
（希望日の3日前までに書類提出）



構造図（公共枿及び取付管）の変更について（R5.4～）



公共柵及び柵蓋についての改訂（R5年4月～）

【経緯】

- ・リサイクルPET素材の枯渇
- ・岡崎市独自規格の解消
- ・ゲリラ豪雨における宅内への逆流被害

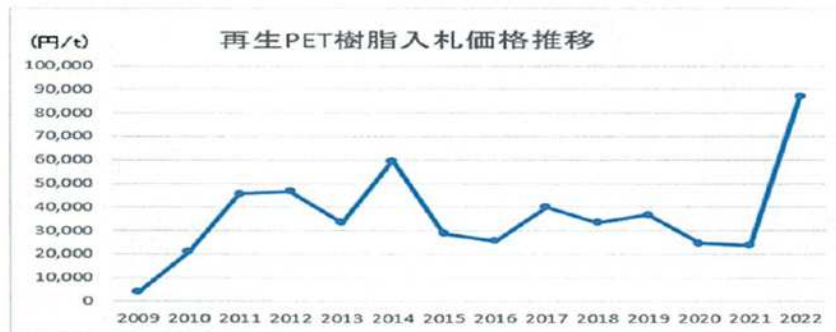


- ・バージン材
- ・JSWAS K-7準拠
- ・合流区域の逆流抑止柵&圧力解放蓋

※使用材料について
1年間は経過措置を取る

1. 原料価格の動向

- ・原料価格は2021年以降急激に上昇（2009年比、約8倍）。



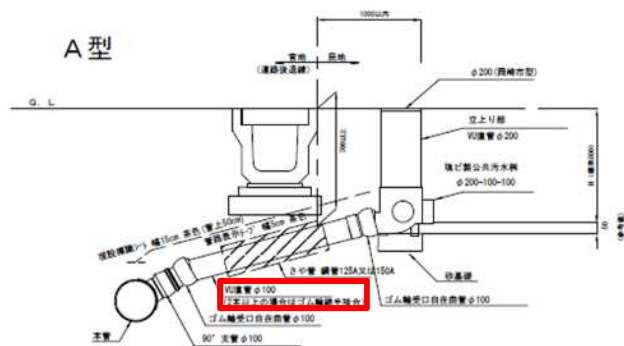
2. 原料価格高騰の要因

- ・飲料メーカーのボトル to ボトル推進による需給バランスの崩壊（原料不足）。

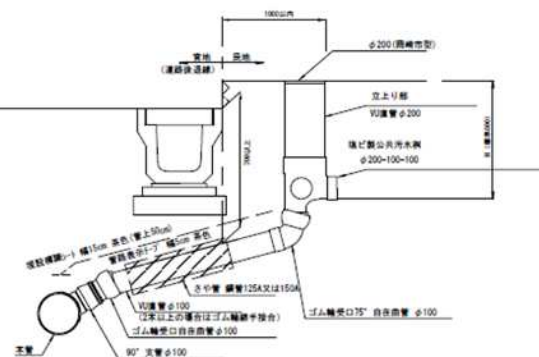
3. 今後の原料動向（予測）

- ・継続的な原料価格の上昇→製品価格への転嫁（大幅な価格改定）。
- ・原料不足による供給不安。

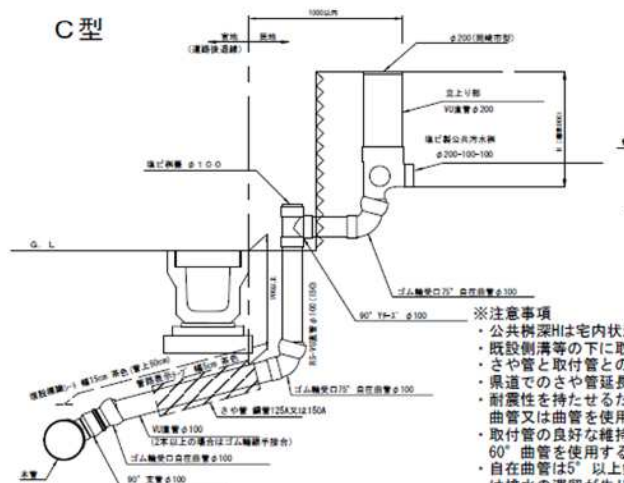
【分流汚水区域】



B型



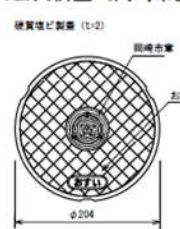
取付管標準断面



※注意事項

- 公共樹深Hは宅内状況に応じた深さを選定すること。
- 既設側溝等の下に取付管を布設する場合は、たぬき掘りを行わず、さや管を設置すること。
- さや管と取付管との隙間には砂等を詰めること。
- 県道でのさや管延長は側溝両端から250mmの余裕長を持たせる。
- 耐震性を持たせるため、支管口及び公共樹の接続はゴム輪受口自在曲管又は曲管を使用すること。
- 取付管の良好な維持管理のため、曲管は45°以下の自在曲管又は60°曲管を使用すること。
- 自在曲管は5°以上鋭角側への曲げて使用とし、曲げ無し及び逆折れは排水の滞留が生じるため不可とする。
- 自在曲管の振れ角に余裕を持つこと。
- B型、C型の公共樹接続部は75°以下の自在曲管を使用すること。

φ200公共樹蓋（岡崎市型）



- ※必須事項
- ・蓋中央の市章
- ・「おすい」文字表記

φ300公共樹蓋（岡崎市型）



- ※必須事項
- ・蓋中央の市章
- ・「おすい」文字表記

【分流区域】

《変更点》

※公共樹蓋の必須項目

- ・岡崎市章入
- ・「おすい」文字

※絵柄の縛りはない

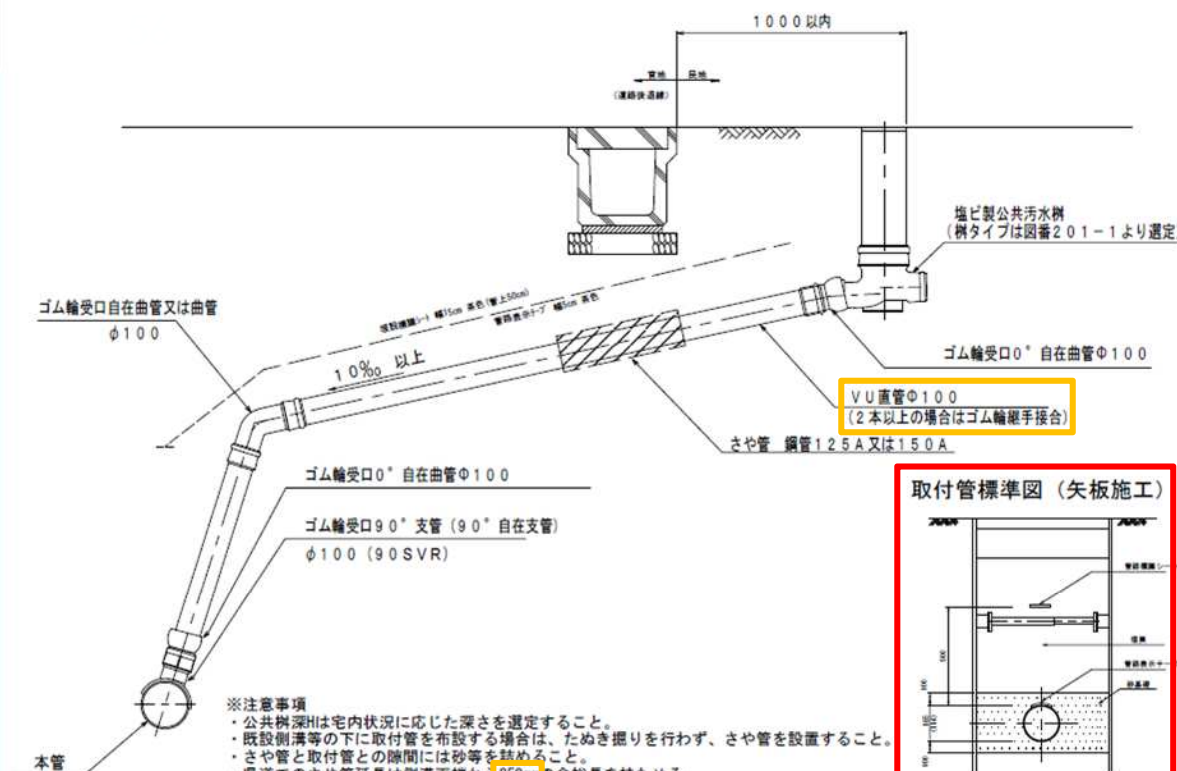
【その他変更点】

- ・さや管長（県道）
- ・直管にゴム輪追記

図名	φ200 公共樹設置標準図 取付管径：分流汚水区域φ100		
分類	K	図番	201-1
改訂年月日	令和 5 年 4 月 1 日		

【分流汚水区域】

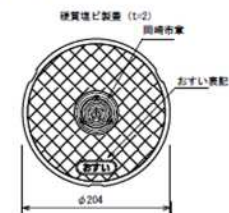
(本管土被り>1.5m)



※注意事項

- ・公共樹深Hは宅内状況に応じた深さを決定すること。
- ・既設側溝等の下に取付管を布設する場合は、ためぎ掘りを行わず、さや管を設置すること。
- ・さや管と取付管との隙間には砂等を詰めること。
- ・県道でのさや管延長は側溝両端から250mmの余裕長を持たせる。
- ・耐震性を持たせるため、支管口部は90°自在支管、公共樹接続部はゴム輪受口自在曲管0°を使用すること。(90°支管と0°自在曲管を使用でも良い)
- ・立ち上がり箇所1箇所曲管または自在曲管を使用する事ができる。
- ・取付管の良好な維持管理のため、曲管は45度以下の自在曲管又は60°曲管を使用すること。
- ・自在曲管は5°以上鋭角側への曲げて使用とし、曲げ無し及び逆折れは排水の滞留が生じるため不可とする。
- ・自在曲管の振れ角に余裕を持つこと。

φ200公共樹蓋 (岡崎市型)



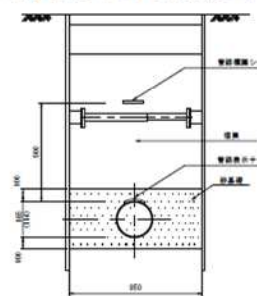
※必須事項
・蓋中央の市章
・「おすい」文字表記

φ300公共樹蓋 (岡崎市型)



※必須事項
・蓋中央の市章
・「おすい」文字表記

取付管標準図 (矢板施工)



図名	φ200 公共樹設置標準図 (本管土被り>1.5m) 取付管径：分流汚水区域φ100		
分類	X	図番	201-2
改訂年月日	令和 5 年 4 月 1 日		

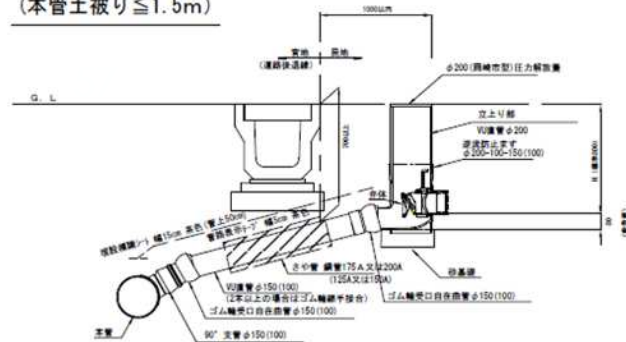
【分流区域】

土被りが1.5mを超える場合

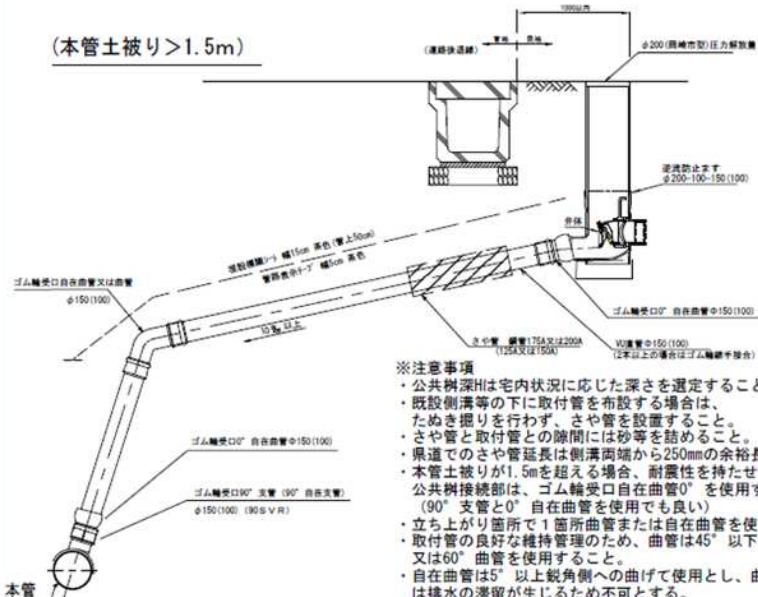
- ・取付管標準図を書換え
- ※矢板施工で切梁があるため、掘削幅は950mm以上

【合流区域】

(本管土被り ≤ 1.5m)

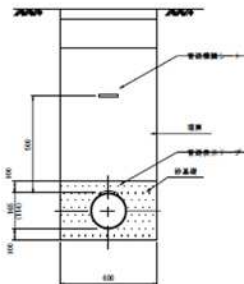


(本管土被り > 1.5m)

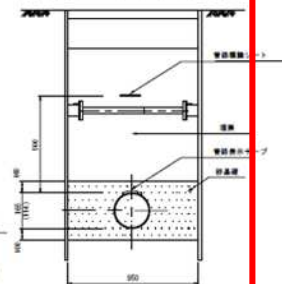


- ※注意事項
- ・公共樹深Hは宅内状況に応じた深さを選定すること。
 - ・既設側溝等の下に取付管を布設する場合は、ためき掘りを行わず、さや管を設置すること。
 - ・さや管と取付管との隙間には砂等を詰めること。
 - ・泉道でのさや管延長は側溝両端から250mmの余裕長を持たせる。
 - ・本管土被りが1.5mを超える場合、耐震性を持たせるため、支管口部に90°自在支管、公共樹接続部は、ゴム輪受自在曲管0°を使用すること。
 - ・(90°支管と0°自在曲管を使用でも良い)
 - ・立ち上がり箇所1箇所曲管または自在曲管を使用する事ができる。
 - ・取付管の良好な維持管理のため、曲管は45°以下の自在曲管又は60°曲管を使用すること。
 - ・自在曲管は5°以上鋭角側への曲げて使用とし、曲げ無し及び逆折れは排水の滞留が生じるため不可とする。
 - ・自在曲管の振れ角に余裕を持つこと。

取付管標準断面



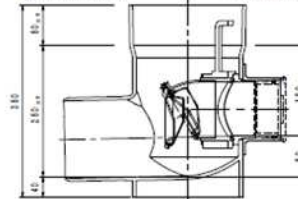
取付管標準図(矢板施工)



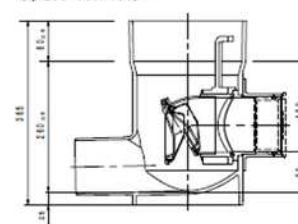
φ200公共樹逆流抑止ます

- 【※必須事項】
- ・弁体について
 - ・通常時：開口構造
 - ・マス内水位上昇：閉塞構造

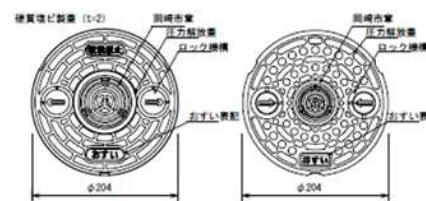
φ200-100-150



(φ200-100-100)



φ200公共樹蓋(岡崎市型)



- 【※必須事項】
- ・蓋中央の市章
 - ・圧力解放蓋
 - ・ロック機構
 - ・「おすい」文字表記

図名	φ200 公共樹設置標準図 取付管径：合流区域φ150(100)		
分類	K	図番	201-3
改訂年月日	令和 5 年 4 月 1 日		

【合流区域】

《変更点》

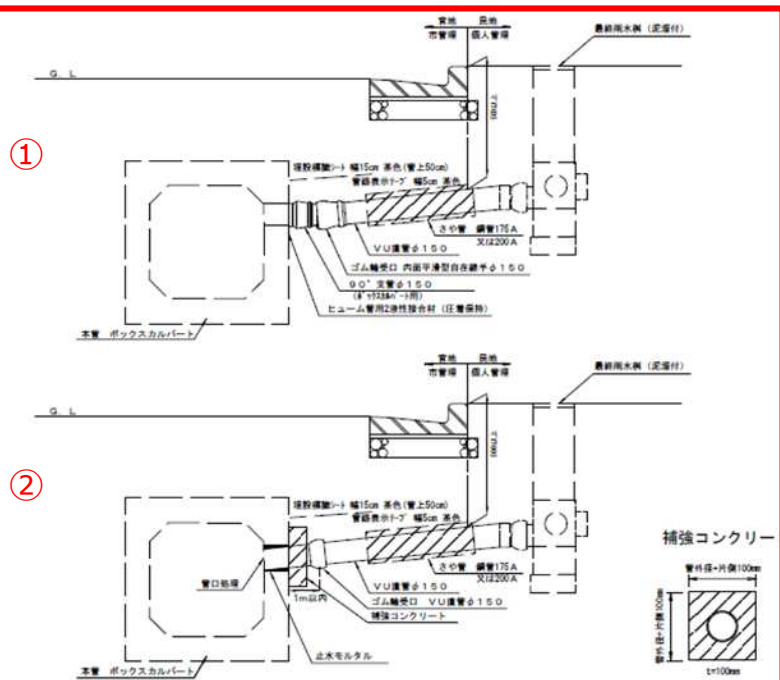
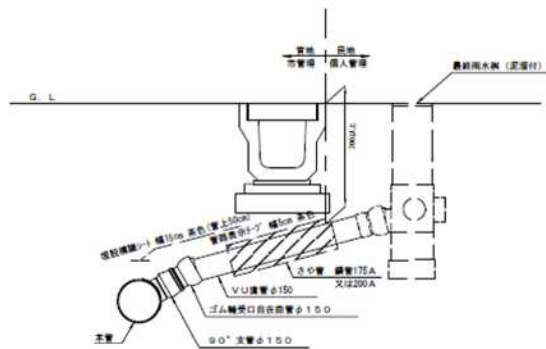
※公共樹蓋の必須項目

- ・岡崎市章入
- ・「おすい」文字
- ・圧力解放蓋
- ・ロック機構

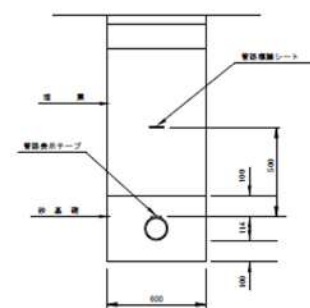
※絵柄の縛りはない

※公共樹の必須項目

- ・通常時：開口構造
- ・水位上昇：閉塞構造



取付管標準断面



※注意事項

- ・既設側溝等の下に取付管を布設する場合は、さや管を設置すること。
- ・さや管と取付管との隙間には砂等を詰めること。
- ・県道でのさや管延長は側溝両端から250mmの余裕長を持たせる。
- ・耐震性を持たせるため、支管口及び雨水樹の接続はゴム輪受口自在曲管又は曲管を使用すること。
- ・取付管の良好な維持管理のため、曲管は自在曲管60°以下までの使用とすること。
- ・15°以上の自在曲管は5°以上鋭角側への曲げて使用とすること。
- ・自在曲管の振れ角に余裕を持つこと。
- ・コンクリート管への取付についてはヒューム管用2液性接合材（手塗りタイプ）を使用し、十分に圧着した状態で保持すること

図 名	雨水取付管標準図（取付管φ150）		
分 類		図 番	213
改訂年月日	令和 5 年 4 月 1 日		

【雨水管取付】

《変更点》

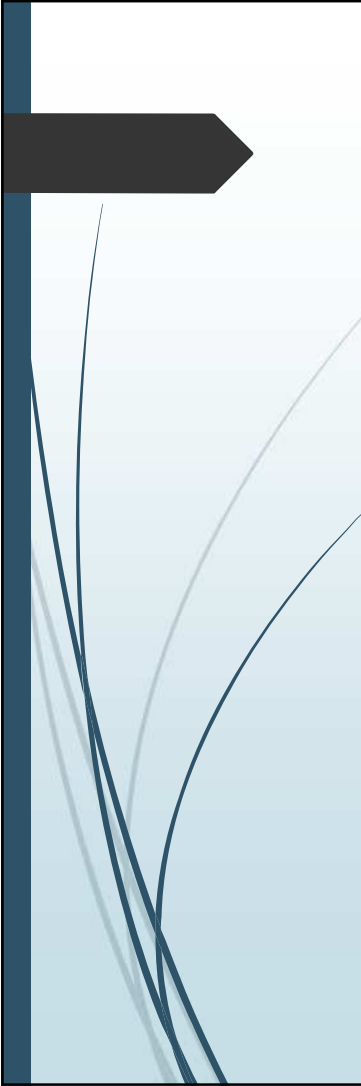
・ボックスカルバートへの接続図を変更し2パターンとしました

① 90° 支管φ150をヒューム管用2液性接合材（手塗りタイプ）を使用し、十分に圧着した状態で保持し、ゴム輪受口内面平滑型自在継手を接合する

② ゴム輪受口VU直管φ150をボックスカルバートから1M以内に設置し、補強コンクリートを施工する

下水道台帳の閲覧及び印刷について





① 下水道台帳の閲覧

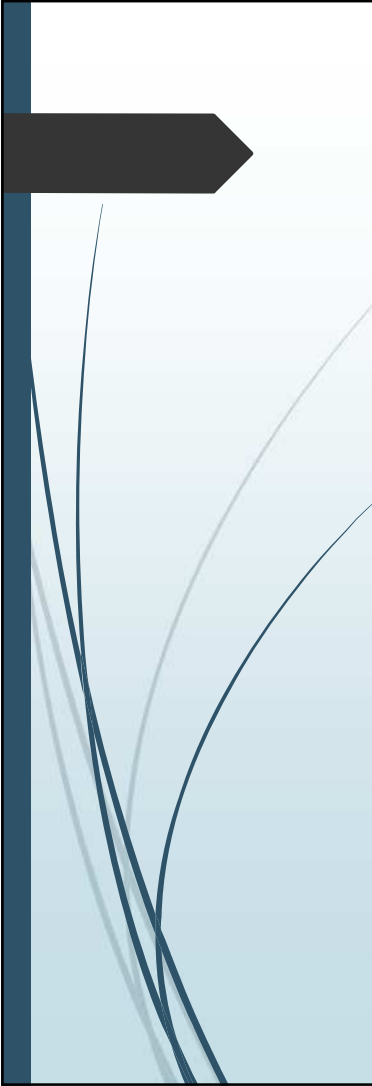
⇒ 西庁舎 5 階下水施設課管渠維持係窓口及び
6 階サービス課排水係窓口

② 下水道台帳の印刷

⇒ 西庁舎 6 階サービス課排水係の窓口
⇒ 印刷料金：A3判カラー印刷：20円／枚

下水道台帳等の再構築の案内





令和5年8月（予定）より下水道台帳が新しくなり、インターネット上で閲覧・印刷が可能になります。

これに伴い、市役所窓口での下水道台帳の取り扱いが以下のように変わります。

① 下水道台帳の閲覧

⇒ 廃止します。窓口での相談等のみ、対応します。

② 下水道台帳の印刷

⇒ 廃止します。一部、反映されていない情報のみ印刷可とします。

（他課移管管渠、R4年度工事分など）

※印刷料金・支払窓口については、変更なし

（A3判カラー印刷：20円／枚）

道路維持課、河川課の雨水管（一部）移管について

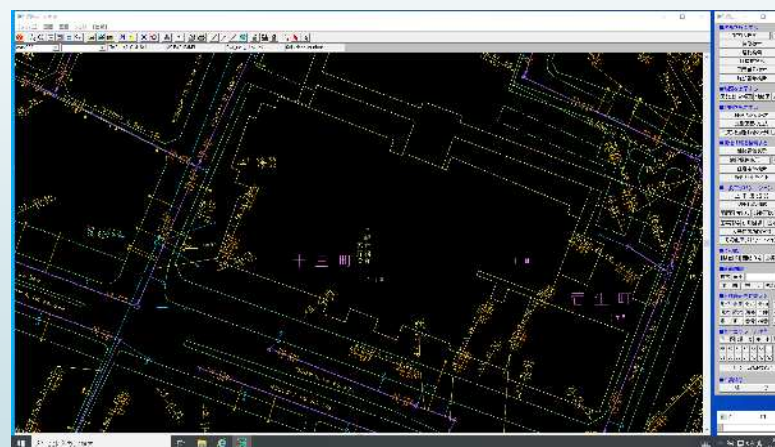
道路部署管理施設



河川部署管理施設



新下水道台帳に反映



※画像はイメージです

公共下水道使用開始届の注意事項



必要書類様式はこちら
からダウンロード
いただけます。

公共下水道使用開始届の注意事項

1、届出人の自署・記名押印

公共下水道使用 開始・異動・廃止届

年 月 日

(宛先)岡崎市水道事業及び下水道事業管理者

(届出人)住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____ (※)

(※) 本人(代表者)が手書きをしない場合は、記名押印してください。

電 話 _____

公共下水道使用開始届の注意事項

2、必要事項の記載

開始、休止、再開、廃止する 年 月 日	年 月 日
水 栓 番 号	
(お 客 様 番 号)	
メ ー タ ー 番 号	Φ ー
備 考	施工者名 (排水設備工事店)
井戸の使用 有 無	

公共下水道使用開始届の注意事項

3、特に注意する事例

- ・二世帯住宅など、同じ敷地の中に建物が複数建っている場合
- ・すでに下水道へ接続している建物のある敷地に、新たに水栓番号が附与された水道メーターを設置した場合

農業集落排水処理施設使用料に かかる届出の注意事項

農業集落排水処理施設使用料にかかる届出の注意事項

- ・ 使用料の請求について
- ・ 必要事項の記載



必要書類様式は
こちらからダウンロード
いただけます。

衛生設備資金貸付金制度について

衛生設備資金貸付金制度について

貸付金額

便所改造資金（最高40万円）

汲取り便所を水洗便所に改造するのにかかる工事費、または浄化槽を廃止するのにかかる工事費

排水設備資金（最高40万円）

宅地内の排水管、枡などを設置するのにかかる工事費

貸付要件

貸付を受けられる方は、以下の4つの条件を満たしている必要があります。

1. 下水道処理区域内の土地または建物の所有者・使用者であること
2. 連帯保証人（愛知県内に住所を有し、独立の生計を営み、返済能力があり、市税を完納している方）を1人たてられること
3. 貸付金の返済能力を有すること
4. 市税を完納していること（申込人・連帯保証人の納税証明書を添付）

衛生設備資金借入申込について

▶ 以下の必要書類をそろえて申請してください。

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ・ 衛生設備資金借入申込書 | 1 通 |
| ・ 請求書 | 1 通 |
| ・ 衛生設備資金弁済契約証書 | 2 通（1 通は収入印紙を貼ること） |
| ・ 排水設備資金工事費見積書 | 1 通 |
| ・ 納税証明書（申込人） | 1 通（自己負担） |
| ・ 納税証明書（保証人） | 1 通（自己負担） |
| （保証人・・・県内に住所があり、申込人と生計が別の方） | |



必要書類様式はこちら
からダウンロード
いただけます。

申込書は排水設備等工事計画承認申請と同時に提出してください。

やむをえず同時提出ができない場合は、御相談ください。

借入の申込は工事着工前でないと受け付けることができません。

▶ ～申込から貸付までの流れ～

申込書提出



貸付決定の通知を申請者へ送付（工事の承認申請がおり次第）



排水設備工事 完成



排水設備工事 検査合格

↓（期間の目安：約1ヶ月）

市役所から申請者の口座へ貸付金を振込



翌月から償還開始
（毎月決まった金額を返済していただきます）